

基本契約書

本契約は、その所在地を_____に置く_____（以下、「甲」と称する）と、その所在地を札幌市北区北7条西4丁目1番に置く株式会社キャリア・フォース（以下、「乙」と称する）とは、甲からの依頼に基づき、乙が甲に行う人材の紹介に関して、以下のとおり基本契約を締結する。

（目 的）

第1条 本契約は、甲が乙に対し、甲の必要とする人材採用のため、人材の紹介を依頼し、乙は登録した求職者を甲へ紹介する業務（有料職業紹介）を行うに当たっての基本的事項を取り決めることを目的とする。なお、職業紹介が、紹介予定派遣契約の場合は、本契約の他、別途甲乙間で締結する労働者派遣基本契約の定めを適用するものとする。

（紹介の内容）

第2条 ① 甲が依頼した職位・職務要件等の人材求人情報に基づき、乙は、該当する候補人材を求め、該当者（以下、「丙」と称する）に対するコンサルティングを実施した上で適切と判断した丙を甲に紹介する。
② 甲は、乙に対し、前項の求人の依頼にあたって、職業安定法5条の3第2項に定める労働条件を文書で明示し、乙は、これを丙に明示して紹介を行うものとする。

（選考採用）

第3条 甲は、乙が前条により紹介した人材（丙）を自ら選考の上、適当と認めた場合には、求人条件等に基づき採用する。この場合は、乙は甲に必要なアドバイスを行い、その他の採用選考の支援を行うものとする。

（対価の支払及び時期）

第4条 ① 文書による別段の合意がない限り、甲は、乙が紹介した求職者を採用し、入社に至った場合、人材紹介の対価として、以下に定めるコンサルティングフィーおよびその消費税相当額を支払います。

医師、薬剤師、歯科医師コンサルトフィー：理論年収×20%（正社員、パート一律）

登録販売者コンサルトフィー：理論年収×20%（正社員、パート一律）

看護師コンサルトフィー：理論年収×20%（正社員、パート一律）

療法士、介護コンサルトフィー：理論年収×15%（正社員、パート一律）

事務、その他コンサルトフィー：理論年収×15%（正社員、パート一律）

当直医師コンサルトフィー：当直料金(1回)×当直回数(1ヵ月)×20%（※1）

※1）当直医師の場合は、月末締め翌月末に支払うものとする。

※理論年収：月額固定給(パートは時給×総時間数)×12ヵ月＋賞与＋各種手当

なお、振込み手数料は甲が負担するものとする。

- ② この振り込みは、別段の定めがない限り各「新規採用者」の入職月の末日までに振り込むものとする。
- ③ 乙が紹介した「新規採用者」が、専ら甲の事由により退職に至った場合、いったん受領

した前項の対価は返却しない。なお、当該退職者が甲による前項の対価の支払い前であっても甲の対価支払い債務は消滅しないものとする。

- ④ 万一、「新規採用者」が出社日より **1 ヶ月以内に辞職した場合は**、乙は甲に対し、コンサルタント料のうち **80%相当分を**、**3 ヶ月以内に辞職した場合は 50%相当分を**乙の締日にあわせ返還するものとする。この返還は、甲が乙に対し、「新規採用者」が個人的な理由で辞職したことを納得せしめた場合に限るものとする。この場合、甲の依頼があれば引き続き誠意を持って別の人材の紹介を行う。

(労働条件の明示と確認)

第5条 甲は、乙が紹介した人材について採用を決定した場合には、その者（丙）が入社するに当たって労働基準法第15条に基づく労働条件明示書面の写しを乙にも交付するものとする。その書式は、別紙「**雇用に関する確認書**」によるものとする。この場合、乙は丙に同明示書を手交し、その内容を確認する。なお、甲及び丙との間で別途雇用契約を締結するものとする。

(情報の守秘義務)

第6条 甲及び乙は、本業務の遂行に関して得られた甲の事業に関する情報及び乙が紹介した人材（採用に至らなかった者を含む）に関する個人情報等を正当な理由なく第三者に漏洩することを禁止し、相互に守秘義務を負うものとする。

(直接雇用勧誘の禁止)

第7条 甲は乙の事前の同意なき限り、求職者に対して直接雇用を勧誘する等してはならないものとする。

(契約に定めない事項等の取扱い)

第8条 甲及び乙は、この契約に定めない事項又は解釈上の疑義を生じた場合、甲、乙協議の上、解決するものとする。

(有効期限)

第9条 本契約は、署名の時から1年間有効とし、一方当事者が他方当事者に対し、少なくとも30日前に文書による更新拒否の通知をしない限り、各1年毎に自動的に更新されるものとする。

(法令厳守)

第10条 甲及び乙は、本契約の履行にあたって、それぞれ職業安定法並びにこれらの関係法令に規定する事項を遵守する。

以上、本契約は二通作成署名・捺印されるものとし、各当事者は一通ずつ保有するものとする。

平成 年 月 日

甲：

乙： 札幌市北区北7条西4丁目1番
株式会社 キャリア・フォース

代表取締役 菊 田 等 印
TEL 011-736-1113 FAX 011-736-1116